

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2023 年 12 月 27 日
株式会社ファブリカコミュニケーションズ

2023年12月27日

吸収分割に係る事前開示事項

名古屋市中区錦三丁目5番30号
株式会社ファブリカコミュニケーションズ
代表取締役社長 CEO 谷口政人

当社は、当社の完全子会社である株式会社ファブリカコミュニケーションズ準備会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、2023年11月1日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年4月1日として、当社が営む全事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割は、完全親子会社間の会社分割であり、本吸収分割において、株式の割り当て、その他の対価の交付はありません。

3. 承継会社に関する事項

(1) 成立の日（2023年10月23日）における貸借対照表

承継会社におきましては、確定した事業年度は存在しません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産		株主資本	
現預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債純資産合計	10

(2) 成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ想定されておられません。以上により、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

(2) 承継会社における当社から承継された債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日の貸借対照表における資産の額は10百万円、負債の額は0円であり、資産の額が負債の額を上回っており、その後同日から現在までこれらの額に重大な変動は生じておりません。本吸収分割により、承継会社は当社の全事業を承継しますが、承継する事業については資産が負債を十分に上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。以上により、本吸収分割後における承継会社の資産は負債の額を十分に上回り、承継会社が当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以 上

別紙 1

吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

株式会社ファブリカコミュニケーションズ（以下「甲」という）および株式会社ファブリカコミュニケーションズ準備会社（以下「乙」という）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は本契約の定めに従い、本件効力発生日（第5条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲が営む一切の事業（ただし、甲が株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に関する事業を除く。以下「本件対象事業」という。）に関し、第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ファブリカコミュニケーションズ（但し、本件効力発生日に「株式会社ファブリカホールディングス」に商号変更予定。）

住所：愛知県名古屋市中区錦三丁目5番30号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社ファブリカコミュニケーションズ準備会社（但し、本件効力発生日に「株式会社ファブリカコミュニケーションズ」に商号変更予定。）

住所：愛知県名古屋市中区錦三丁目5番30号

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本件会社分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 前項の債務の承継は、重疊的債務引受（併存的債務引受）の方法による。ただし、甲乙間においては、乙が当該債務を最終的に負うものとし、当該債務

について甲が履行その他の負担をしたときは、甲は、乙に対し、その負担の全額を求償することができる。

第4条（分割対価の交付）

乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第5条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、令和6年4月1日とする。

第6条（分割承認決議等）

甲および乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条（会社財産の管理等）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産の管理をし、また乙は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理をするものとし、それぞれ本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両者協議するものとする。

第9条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することが

できる。

第10条（本契約の効力）

令和6年3月31日までに第6条に定める甲および乙の株主総会における本契約の承認ならびに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上定める。

令和5年11月1日

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

甲 住 所：愛知県名古屋市中区錦三丁目5番30号
会社名：株式会社ファブリカコミュニケーションズ
代表者： 代表取締役社長 CEO 谷口政人



乙 住 所：愛知県名古屋市中区錦三丁目5番30号
会社名：株式会社ファブリカコミュニケーションズ準備会社
代表者： 代表取締役社長 谷口政人



別紙

承継対象権利義務明細表

本件効力発生日において、乙が甲から承継する権利義務は、本件効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務（ただし、法令により本件会社分割による承継が禁止または制限されるものは除く。）とする。

1 資産

(1) 流動資産

- ① 本件対象事業に属する現金および預金
- ② 本件対象事業に属する売掛債権、棚卸資産、前払費用およびその他の流動資産

(2) 固定資産

- ① 有形固定資産
本件対象事業に属する建物、構築物、機械装置、車両運搬具および工具器具備品等の有形固定資産
- ② 無形固定資産
本件対象事業に属するソフトウェア等の無形固定資産
- ③ 投資その他の資産
本件対象事業に属する敷金・保証金、長期前払費用等の投資その他の資産

2 債務

(1) 流動負債

本件対象事業に属する買掛債務、未払金、預り金、前受金、賞与引当金、ポイント引当金等の流動負債

(2) 固定負債

本件対象事業に属する預かり保証金等の固定負債

3 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

(2) その他の契約

本件対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本
件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて
発生した一切の権利義務

以上

